定款

公益財団法人岐阜県美術振興会

公益財団法人岐阜県美術振興会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岐阜県美術振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜市におく。

(目的)

第3条 この法人は、岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館と協調し、県民の美術文化活動をより積極的に推進するため必要な事業を行い、もって文化芸術活動の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 美術品、資料等の提供
 - (2) 美術文化活動に関する情報の収集並びに提供
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、岐阜県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって理事会で定めた ものとする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第7条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由によりその全部又は一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を 得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により定める。

(財産の運用・管理)

第8条 この法人の財産の運用・管理は理事長が行うものとし、基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他安全・確実な有価証券に換えて、保管・管理につとめなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第 10 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号 の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けな ければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、 定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 役員名簿等
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 前2項各号に掲げる書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に 基づき、毎事業年度、当核事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第14条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を議長とする。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法」 という)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員のの総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)で ある者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項 に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、 総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)または認可法 人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要す る法人をいう。)

- 3 評議員のうちには、理事、監事又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選により選任する。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第20条に規定する事項の決議に参画する。

(任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期 の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第18条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、この法人の職務のために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(設置)

- 第19条 この法人に評議員会を設置する。
- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第20条 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 各事業年度の決算の承認
 - (4) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (6) 前各号に定めるもののほか、「一般法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

- 第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

(招集)

- 第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集 する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由 を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第23条 理事長は、評議員会の開催5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員 会を開催することができる。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した評議員は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会に おいて定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

- 第30条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、常務理事をもって同法197条において準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

- 第31条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事については、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である 理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度毎に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は 法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、 これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。 ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の 日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、 法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査 の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、 又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい 損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求す ること。
- (8) 評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該 事項について必要な説明をすること。ただし、当該事項が評議員会の目的である事 項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合 はこの限りではない。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するときは、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決にもとづいて行わなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第36条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事長及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第37条 理事が次に掲げようとする取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第49条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第38条 この法人は、役員の一般法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(設置)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げるその他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 第38条の規定による責任の免除
- 3 株式等の議決権を行使するときは、あらかじめ理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を受けなければならない。

(種類及び開催)

- 第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第33条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、 または監事が招集したとき。

(招集)

- 第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、各役員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を もって、各役員に対して開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を 有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第32条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、当該理事会に出席 した理事長及び監事はこれに署名(記名押印)しなければならない。
- 2 第46条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合は、議事録にかわる書類を作成するものとする。

(理事会運営規則)

第49条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事 会運営規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、評議員会において、議決の加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を 経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並 びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第53条に規定する公益目 的取得財産残額の贈与については変更することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上 の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第15条第1項に規定 する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更 (軽微なものを除く。) をしようとする ときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、一般法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議を経て類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て認定法第 5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に 該当する法人に贈与するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

- 第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第56条 事務局には、第10条第1項及び第11条第1項及び第2項に掲げる書類のほか、法令で定める帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第57条第2項に定める 情報公開規定によるものとする。

第7章 情報公開

(情報公開)

- 第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を 積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める情報公開規定による。

(公告)

第58条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第8章 補則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第10 6条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った ときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の 日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は吉田 豊、業務執行理事は古川 秀昭とする。
- 4 この法人の最初の評議員及びその任期は、別表のとおりとする。

別表 公益財団法人移行後最初の評議員

角田	茉瑳子
小森	景一郎
山口	浩之介

任期は公益法人移行認定後の移行登記の日から4年以内に終わる事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

これは当法人の定款である 公益財団法人岐阜県美術振興会 代表理事